

中小企業経営強化法に基づく

経営革新計画申請の手引

令和6年4月版
愛知県



目次

1. 経営革新計画とは・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 経営革新計画の申請の流れ・・・・・・・・	3
3. 経営革新計画申請のポイント・・・・・・・・	9
4. 支援策一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	23
5. Q&A（よくある質問）・・・・・・・・	34
6. 支援機関一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	39

- ◇ この手引は愛知県用の申請の手引です。申請にあたり、ご留意いただきたい事項について記載しています。
- ◇ 申請システムの操作方法については、中小企業庁の操作マニュアルもご覧ください。操作方法に関するお問い合わせは下記コールセンターへご連絡ください。

コールセンター 03-6746-4062（平日9:30～17:00）

経営革新計画とは

事業者が①「自社にとって新たな取組」（新事業活動）を行うことにより、②「経営の相当程度の向上」を図るために策定する経営計画を指します。

新事業活動



経営の相当程度の向上

経営革新での新事業活動とは以下の5つのいずれかを指します。
(複数選択可)

- ア. 新商品の開発又は生産
- イ. 新役務（サービス）の開発又は提供
- ウ. 商品の新たな生産又は販売方式の導入
- エ. 役務（サービス）の新たな提供方式の導入
- オ. 技術に関する研究開発及びその成果の利用
- カ. その他の新たな事業活動

2つの指標（アとイ）を、計画終了時に相当程度向上することをいいます。

- ア. 「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率
- イ. 「給与支給総額」の伸び率

既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合でも原則として承認の対象になります。ただし、
②業種毎に同業他社の当該技術の導入状況
①同一地域における同業他社における当該技術の導入状況
を判断し、既に相当程度普及している技術等の導入については、承認対象外です。

事業期間 (計画終了時)	「付加価値額」又は 「一人当たりの付加 価値額」の伸び率	「給与支給総 額」の伸び率
3年	9%以上	4.5%以上
4年	12%以上	6%以上
5年	15%以上	7.5%以上

2. 経営革新計画の申請の流れ

① 申請要件	4
② 申請の流れ	5
③ 相談窓口	6
④ 結果の通知	7
⑤ 承認後の内容変更	8

①申請要件

経営革新計画申請にあたっては、㉞～㉟全てに該当することが必要です。

- ㉞ 法人：登記上の本店が愛知県内にあること
個人事業主：住民票の住所が愛知県内にあること

※取組が愛知県内で行うことであっても、本店の登記や住民票の住所が他県なら他県で申請することになります。

- ㉟ 1年以上の営業実績があること

- ㊱ 特定事業者（表1）であること（個人事業主や一部組合、グループも可）

（表1）特定事業者の定義

主たる事業として営んでいる事業	従業員基準 （常時使用する従業員数）
製造業、建設業、運輸業その他の業種	500人以下
卸売業	400人以下
小売業	300人以下
サービス業（下記以外）	300人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業	500人以下

②申請の流れ

経営革新計画の申請は経営革新計画電子申請システムにより行います。

手順

注意事項等

1. GビズIDの取得

申請には、GビズIDが必要です。

デジタル庁のWebサイトにアクセスし、GビズIDアカウント（GビズIDプライムもしくはGビズIDメンバー）を取得してください。

（※取得には最大2週間程度要します。）

発行サイト：<https://gbiz-id.go.jp/top/>



2. 申請内容の登録

下記URLから電子申請システムにログインして申請します。

電子申請システム：<https://www.keieikakushin.go.jp/>



3. 修正・質問への回答

県より申請内容の修正・質問への回答をお願いする場合は、申請時に登録したメールアドレス宛に通知が届きます。システムにログインし、申請内容の修正や質問に対する回答を行ってください。

※必要に応じ、県担当者によるヒアリング（対面/電話）を実施します。

4. 結果の通知

審査が完了したら、県より審査結果を郵送により通知します。審査結果のみ、システムにログインして確認することが可能です。

③ 経営革新計画の相談窓口

経営革新計画の策定にあたり、
ご不明な点等ございましたら下記の窓口にご相談ください。

【支援機関】 経営革新計画の作成支援を行っています。（無料）

- ◇ 県内全ての商工会・商工会議所
- ◇ 公益財団法人あいち産業振興機構
- ◇ 愛知県中小企業団体中央会※支援機関の連絡先は38～44頁に記載しています。

【愛知県経済産業局担当課】 制度全般や審査に関するお問い合わせは県へご連絡ください。

県では業種ごとに担当課がわかれております。担当課がわからない場合は中小企業金融課までご連絡ください。

業種の名称	県担当課室		
	課室名	グループ名	電話番号
農林漁業・建設・不動産・ 金融保険業	中小企業金融課	設備導入・経営革新G	052-954-6334
運送・卸・小売・サービス業・ 旅行業	商業流通課	商業振興G	052-954-6337
繊維工業・窯業・ 食品製造業・印刷業	産業振興課	繊維・窯業・生活産業G	052-954-6341
金属製品・機械製品・プラス チック製品・ゴム製品製造業	産業振興課	自動車・基盤産業G	052-954-6376
情報通信業	産業振興課 次世代産業室	デジタル技術活用推進G	052-954-7495
デザイン業	産業科学技術課	研究開発支援G	052-954-6370
貿易関連卸売業	産業立地通商課	海外展開支援G (ウインクあいち18F)	052-533-6650

④結果の通知

申請受理後、県による審査を行います。

1. 審査結果について

- ◇ 提出要件を満たし、経営革新計画に該当する取組である場合は、申請された経営革新計画が承認されます。
- ◇ 要件を満たさない場合、申請書の不備、虚偽の報告等があった場合は不承認となります。
- ◇ 結果の通知は郵送により行います。 審査結果のみシステムでも確認できます。

2. 支援策の申込について

- ◇ 経営革新計画の承認は融資等の支援措置を保証するものではありません。 融資等の支援措置を受ける場合は、別途支援措置先の審査が必要です。

3. フォローアップ調査について

- ◇ 経営革新計画の実施状況を把握するため、承認後の企業を対象にフォローアップ調査を実施しています。実施の際は、別途ご連絡させていただきますので、ご協力をお願いします。

4. 各種補助金への応募について

- ◇ 「申請書の提出」から「結果の通知」まで1ヶ月程度要します。 経営革新計画の承認を受けただうえで補助金の応募を考えている方は余裕をもって申請してください。
- ◇ 多くの申請が見込まれる場合には、申請期限を設ける場合があります。 その際は愛知県のホームページにて周知しますのでご確認ください。

⑤承認後の内容変更

変更承認申請とは・・・

- ◇ 経営革新計画の承認後、内容を変更しようとする場合、変更承認申請を行います。
- ◇ ただし、**経営革新計画の趣旨を変えないような軽微な変更の場合は申請不要です。**

変更承認申請【不要】

- ◇ 法人名、代表者、住所の変更
- ◇ 設備導入時期、導入台数の変更

変更承認申請【必要】

- ◇ 記載のない設備の追加
- ◇ 記載のない支援策の追加

※その他、支援策の受付機関より経営革新計画の変更を求められた場合や、判断に迷われる場合は県担当課へお問い合わせください。

変更承認申請の方法

- ◇ **変更承認申請は電子申請システムより申請可能となっております。**
※本申請が紙媒体により申請されている場合は、愛知県ホームページより変更承認申請様式をダウンロードのうえ申請してください。
- ◇ 提出方法など詳しくは県担当課へお問い合わせください。

3. 経営革新計画申請のポイント

- ① **申請情報** 10
申請者情報を確認し必要に応じて修正します。
- ② **別表1,3,4** 12
経営革新計画の内容を入力し、事業計画を作成します。
- ③ **別表2,5** 17
経営革新計画の実施計画を作成します。
- ④ **別表6,7** 19
情報送付先や情報公開の希望を入力します。
- ⑤ **添付書類** 20
必要書類をアップロードします。

① 申請情報

申請者の情報を確認し必要に応じて変更します。

FAX番号	0312345678
担当者メールアドレス 必須	xxxxx@xxx.co.jp
確認用メールアドレス 必須	xxxxx@xxx.co.jp
通知先メールアドレス1	xxxxx@xxx.co.jp
通知先メールアドレス1(確認用)	xxxxx@xxx.co.jp
通知先メールアドレス2	xxxxx@xxx.co.jp
通知先メールアドレス2(確認用)	xxxxx@xxx.co.jp
申請書提出先	
提出先情報	必須 都道府県 愛知県 提出先名称 中小企業金融課

戻る 一時保存 内容

システムからの通知を別のメールアドレスでも受け取りたい場合には、「通知先メールアドレス」を入力してください。（※必須ではありません）



例えば、商工会や商工会議所、金融機関、コンサルティング会社などと通知を共有したい場合などに入力

申請者の業種に該当する県の申請窓口を入力してください。



県の申請窓口は次のページ



提出窓口



申請時点（現時点）での主たる業種にて申請ください。
（新事業活動の業種ではありません。）

提出先名称 課室名	担当業種
中小企業金融課	農林漁業・建設・不動産・金融保険業
商業流通課	運送・卸・小売・サービス業・旅行業
産業振興課 繊維・窯業・生活産業G	繊維工業・窯業・食品製造業・印刷業
産業振興課 自動車・基盤産業G	金属製品・機械製品・プラスチック製品・ゴム製品製造業
産業振興課 次世代産業室	情報通信業
産業科学技術課	デザイン業
産業立地通商課	貿易関連卸売業

業種判断の参考としてください。

↓【日本標準産業分類】↓

<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

※提出先に迷う場合は、中小企業金融課にご相談ください。



②別表1,3,4 【直近決算期の入力】

別表1,3,4

別表1 (経営革新計画)

実施体制	製品の材料(原料)を製造するメーカーと連携予定。	
個人/法人	必須	<input type="radio"/> 個人 <input checked="" type="radio"/> 法人
資本金	必須	<input type="text" value="2,000"/> 千円
資本金公表可否	必須	<input type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 否
直近決算期	必須	<input type="text" value=""/> 年 <input type="text" value="3"/> 月
事業期間(年数)	必須	<input type="text" value="なし"/> 年
業種	必須	大分類: <input type="text" value="なし"/>
		中分類: <input type="text"/>

連携を計画していない場合は、空欄で構いません。

税務申告を行った直近の決算期を記入します。決算月を過ぎていても、税務申告を行っていない場合はその前年を直近決算期としてください。



例えば、決算月が3月の法人で、申請日は2024年4月20日の場合、直近決算期は「2023年3月」としてください。

②別表1,3,4 【新事業活動の類型】

新事業活動の類型 必須	<input type="checkbox"/> 1. 新商品の開発又は生産	新商品・新サービスについての経営革新の場合は、1や2を選択してください。
	<input type="checkbox"/> 2. 新役務（サービス）の開発又は提供	
	<input type="checkbox"/> 3. 商品の新たな生産又は販売方式の導入	生産方法や提供方法についての経営革新の場合は、3や4を選択してください。
	<input type="checkbox"/> 4. 役務（サービス）の新たな提供の方式の導入	
	<input type="checkbox"/> 5. 技術に関する研究開発及びその成果の利用	1から5のいずれにも該当しない計画の場合は、6を選択してください。
	<input type="checkbox"/> 6. その他の新たな事業活動	

自社独自の技術についての計画の場合は、5を選択してください。
(特許技術の利用等)

②別表1,3,4 【経営革新の実施にかかる内容】

経営革新の実施にかかる内容

必須

1. 当社の現状と経営課題

当社は昭和△△年に設立した印刷業を主たる事業としている会社である。印刷業の中でも〇〇や〇〇といった□□が主力事業である。当社の強みは、高品質の印刷技術を有しており、顧客の品質要求に応えられることは他社に負けない強みである。さらに～。
経営課題としては、現状の当社の印刷技術のスピードでは、既存顧客の受注に応えるのが精一杯であり、新たな顧客の受注を受けることができず、今以上の売上の拡大が見込めない。

自社の現状と自社にとっての経営課題を必ずご記入ください。

2. 経営革新の具体的内容

経営革新となる事業の内容として、〇〇〇〇という特徴を持つ印刷技術の導入を行う。この印刷技術は、当社の印刷スピードの約1.5倍であり、県内の同業他社において、まだ1～2社ほどしか導入していない。また当社がこの技術を導入すれば、印刷スピードが向上するだけでなく、当社の強みである高品質という特徴を残しつつ生産性を拡大することができ、市場において非常に強い優位性を保つことが出来る。
ただし、〇〇〇〇という特徴を持つ印刷技術の導入には、△△△△という設備機器を印刷生産工程に組み込む必要があり、外部の専門家とともに、研究を重ね、1年後に実用化できるよう開発する。
〇〇〇〇という特徴を持つ印刷技術の導入を行う事により、既存顧客のみの注文以外の、新たな顧客からの注文にも対応でき、新たな市場を開拓できる。このことにより、当社の経営革新を進めていくこととしている。

- ◇既存事業との相違点
- ◇新事業活動が特定の地域でどれくらい普及しているのか
- ◇1で記載した経営課題がどのように解決できるのか。などの視点から記述してください。



特定の地域とは県内や市内、営業区域内などを指します。

②別表1,3,4 【設備投資計画】

単位（千円）

No	機械装置名称	導入年度	導入時期	海外購入	単価	数量	合計金額
1	CHKN 1 3 0 0改 (〇〇社製△△装置)	2024	1年後	<input type="checkbox"/>	100	1	100
2	KKSN2023 (××社製□□器)	2025	2年後	<input checked="" type="checkbox"/>	250	2	500

「マシニングセンター」や「クレーン装置」など設備の名称だけではなく、なるべく製品名、型式、メーカー名などの情報をご記載ください。

申請後に、県の担当者から導入予定の設備に関するカタログやパンフレット、見積書などの提供をお願いする場合がございます。

②別表1,3,4 【算出時における留意点】

別表3（算出時における留意点）

人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を算出しましたか。

はい

いいえ

減価償却費にリース費用を算出しましたか。

はい

いいえ

従業員数について就業時間による調整を行いましたか。

はい

いいえ

これらの項目については、「はい」となるよう考慮した上で、値を記入するようにしてください。



例えば、短時間労働者や派遣労働者を雇われていない場合でも、考慮された上で算出したのであれば「はい」とご回答ください。

※個人事業主の場合も同様です。

③別表2,5 【実施計画】

番号	計画			
	実施項目	評価基準	評価頻度	実施時期
1-1	〇〇部分の安全な△△方法の開発	製造原価	1年	1-3
		<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 		
1-2	マネージャーと担当営業の2名専任体制の確立	組織計画	四半期	2-2

削除

数値化できる評価基準が望ましいですが、数値化できない基準でも可とします。

特許の取得を計画に盛り込んでいる場合は、「特許の取得」、「〇〇の技術開発」等の言葉を入れてください。

実施時期は開始時期のみ記入してください。「1-3」は1年目の第3四半期になります。

③別表2,5 【構成員に対する負担金の賦課基準】

別表5（組合等が研究開発等事業に係る試験研究費に充てるためその構成員に対して賦課しようとする負担金の賦課の基準）

■試験研究の名称
「〇〇技術に関する研究開発」のように、研究内容が分かるように記入してください。なお、該当しない場合は本表の記入提出は不要です。

■年度
研究開発を行う事業年度を選択してください。

■賦課基準
生産数量（金額）や従業員数、出資金等具体的に記入してください。

■負担金の合計及びその積算根拠
A～C社計〇〇〇千円（〇〇千円×〇〇台）というように負担金の合計とその積算根拠を具体的に記入してください。

■構成員別の負担金額及びその積算根拠
A社〇〇〇千円（〇〇千円×〇台）、B社〇〇〇千円（〇〇千円×〇台）、C社〇〇〇千円（〇〇千円×〇台）というように具体的な内容を記入してください。

（単位：千円）

No	試験研究の名称	年度	賦課基準	負担金		構成員別の賦課金額	
				合計	積算根拠	金額	積算根拠
1	〇〇商品研究開発	▼ 年度	生産数量	千円	〇〇〇円×〇〇 ₁	千円	△△△円×〇〇 ₁
2	〇〇商品研究開発	▼ 年度	生産数量	千円	〇〇〇円×〇〇 ₁	千円	△△△円×〇〇 ₁
3	〇〇商品研究開発	▼ 年度	生産数量	千円	〇〇〇円×〇〇 ₁	千円	△△△円×〇〇 ₁
4	〇〇商品研究開発	▼ 年度	生産数量	千円	〇〇〇円×〇〇 ₁	千円	△△△円×〇〇 ₁
5	〇〇商品研究開発	▼ 年度	生産数量	千円	〇〇〇円×〇〇 ₁	千円	△△△円×〇〇 ₁
6	〇〇商品研究開発	▼ 年度	生産数量	千円	〇〇〇円×〇〇 ₁	千円	△△△円×〇〇 ₁
7	〇〇商品研究開発	▼ 年度	生産数量	千円	〇〇〇円×〇〇 ₁	千円	△△△円×〇〇 ₁
8	〇〇商品研究開発	▼ 年度	生産数量	千円	〇〇〇円×〇〇 ₁	千円	△△△円×〇〇 ₁
9	〇〇商品研究開発	▼ 年度	生産数量	千円	〇〇〇円×〇〇 ₁	千円	△△△円×〇〇 ₁
10	〇〇商品研究開発	▼ 年度	生産数量	千円	〇〇〇円×〇〇 ₁	千円	△△△円×〇〇 ₁

組合で申請する場合のみ登録してください。
個別の特定事業者やグループで申請する
場合は登録不要です。



単独で申請する場合は登録不要です。

④別表6,7 【関係機関への連絡希望欄】

都道府県設備貸与機関 (都道府県中小企業支援センター)	機関名 <input type="text"/>	送付を希望する <input type="checkbox"/>					
株式会社日本政策金融公庫/ 沖縄振興開発金融公庫	機関名① <input type="text"/>	送付を希望する <input type="checkbox"/>					
	機関名② <input type="text"/>	送付を希望する <input type="checkbox"/>					
その他	機関名 <table border="1" data-bbox="806 803 1458 1319"> <tr><td>名古屋信用保証協会</td></tr> <tr><td>愛知県中小企業融資制度</td></tr> <tr><td>独立行政法人中小企業基盤整備機構 中部本部</td></tr> <tr><td>独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部</td></tr> <tr><td>独立行政法人日本貿易保険 大阪支店</td></tr> </table>	名古屋信用保証協会		愛知県中小企業融資制度	独立行政法人中小企業基盤整備機構 中部本部	独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部	独立行政法人日本貿易保険 大阪支店
名古屋信用保証協会							
愛知県中小企業融資制度							
独立行政法人中小企業基盤整備機構 中部本部							
独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部							
独立行政法人日本貿易保険 大阪支店							

「その他」欄の機関名は
この中から該当するものを
入力してください。

⑤ 添付書類



重要

添付書類は都道府県によって異なります。
愛知県の添付書類については、次ページを必ずご確認ください。

添付書類アップロード

1 ファイルの最大サイズは10MBです。アップロード可能なファイルはWord形式、Excel形式画面、PDF形式、画像形式及びZIP形式です。

一度選択したファイルを取り消したい場合はクリアボタンを押してください。

「登録済みファイル」の表示内容は「受付番号（自動採番）」、「下表のファイル名」、「拡張子」の形式となります。

都道府県によって必須となる書類が異なります。ご確認くださいの上で申請をお願いします。

各種書類をまとめて一つのファイルとして運用している都道府県では、一つのファイルとしてアップロードする形で申請が可能です。

ファイル名	登録済みファイル	登録/更新ファイル選択	クリア	備考
定款	—	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません	<input type="button" value="クリア"/>	定款の提出が必須とされる都道府県は必ず添付して下さい
最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書 必須	0000000204_最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書.pdf	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません	<input type="button" value="クリア"/>	最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書を添付してください。なお、これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類を添付して下さい
履歴事項証明書	—	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません	<input type="button" value="クリア"/>	履歴事項証明書を添付してください
その他「補足資料」 1	—	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません	<input type="button" value="クリア"/>	その他「補足資料」 1を添付してください
その他「補足資料」 2	—	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません	<input type="button" value="クリア"/>	その他「補足資料」 2を添付してください

⑤ 添付書類

ファイル名	必要書類
定款 必須	<p>【法人】定款 ※定款がない場合は申請できません。</p> <p>【個人事業主】住民票 ※コピー可。住民票が発行されて3カ月以内のもの、マイナンバーが表記されていないもの</p>
最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書 必須	<p>【法人】直近2期間の税務申告済決算報告書 ※貸借対照表、損益計算書、販管費内訳書、製造原価報告書、個別注記表</p> <p>【個人事業主】最近2期間の青色申告書又は、白色申告書</p>
履歴事項証明書	住所や代表者名などが定款と異なる場合は添付してください。
その他「補足資料」1	導入予定の設備の見積書、パンフレット 県担当者が求める書類 など、必要に応じて添付してください。
その他「補足資料」2	

3. 支援策一覧

経営革新計画の承認を受けると、低利の融資や販路開拓の支援など多様な支援措置を受けることができます。



注意

経営革新計画の承認は、融資、貸付、投資、その他支援措置の実行を保証するものではありません。

支援措置を受ける場合には、経営革新計画の承認の他に各支援措置に定められた要件を満たす必要があります。

申請の前に必ずご確認ください。

支援措置の内容や要件は変更している場合があります。
詳細は支援措置を展開する各機関にお問い合わせください。

支援策一覧

＜保証・融資の優遇措置＞	
①信用保証の特例	24頁
②政府系金融機関による特別貸付制度「新企業育成貸付」（日本政策金融公庫）	25頁
③愛知県中小企業融資制度「経済環境適応資金 パワーアップ資金」	26頁
④小規模企業者等設備貸与事業の特例	27頁
⑤高度化融資制度	28頁
＜海外展開に伴う資金調達支援＞	
⑥株式会社日本政策金融公庫法の特例	29頁
⑦貿易保険法の特例	30頁
＜投資の支援措置＞	
⑧中小企業投資育成制度の特例	31頁
＜販路開拓の支援措置＞	
⑨販路開拓コーディネート事業	32頁

①信用保証の特例

信用保証制度とは、中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受ける際、信用保証協会が保証人となり、借入れをスムーズにする制度です。

経営革新計画の承認を受けると一般保証とは別枠の「経営革新関連保証」の対象となります。

対象者：経営革新計画の承認を受けた中小企業者等

一般保証等の別枠設定

経営革新計画の承認事業に対する資金に関し、通常の保証限度額とは別枠の保証限度額を設けています。

	担保の有無	保証人の有無	通常 (一般保証限度額)		経営革新関連保証(別枠)(通常の保証限度額に別枠保証限度額をプラスもの)
一般保証	有	原則 無※	2億8,000万円 (組合は4億8,000万円)	+	2億8,000万円 (組合は4億8,000面円)
うち無担保保証	無	原則 無※	8,000万円		8,000万円
うち特別小口保険を適用する保証	無	無	2,000万円		2,000万円

※原則、法人代表者以外の連帯保証人は不要ですが、詳細は下記問い合わせ先におたずねください。

※一部保証の対象とならない業種等もございます。詳細は下記問い合わせ先におたずねください。

制度についての問い合わせ先

愛知県信用保証協会 総合相談窓口	0120-454-754 (フリーダイヤル)
名古屋市信用保証協会	052-212-3011

②政府系金融機関による特別貸付制度「新企業育成貸付（新事業活動促進資金）」
 経営革新計画の承認を受けると、政府系金融機関である「株式会社日本政策金融公庫」において、通常の条件よりも優遇された融資が受けられます。

対象者：経営革新計画の承認を受けた中小企業者等

貸付限度額	
中小企業事業	国民生活事業
7.2億円 (うち運転資金2.5億円)	7.2千万円 (うち運転資金4.8千万円)

貸付利率	
特別利率② (ただし、2.7億円を超えた金額及び土地取得資金は基準利率)	特別利率B (ただし、土地取得資金は基準利率)

貸付期間		
設備資金	20年以内 (うち据置期間2年以内)	20年以内 (うち据置期間2年以内)
運転資金	7年以内 (うち据置期間2年以内)	7年以内 (うち据置期間2年以内)

<制度についての問い合わせ先>	
株式会社日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/	名古屋支店、名古屋中支店、名古屋中支店、熱田支店、一宮支店、 岡崎支店、豊橋支店 (名古屋中支店、一宮支店、豊橋支店は国民生活事業のみの取扱い)

③愛知県中小企業融資制度「経済環境適応資金 パワーアップ資金」

承認を受けた経営革新計画に従って行う事業に必要な設備資金、運転資金について下記の要件に従った融資の対象になります。

対象者：経営革新計画の承認を受けた中小企業者等

貸付限度額			
設備資金・運転資金 1億5,000万円			
貸付利率	貸付期間	設備資金	運転資金
	5年（うち据置期間1年以内）	年1.2%以内	年1.2%以内
	7年（うち据置期間1年以内）	年1.3%以内	年1.3%以内
	10年（うち据置期間1年以内）	年1.4%以内	—
保証人		信用保証	
原則として法人代表者以外の連帯保証人は要しない。		原則として、信用保証協会の信用保証を要する。	

取扱金融機関-以下の金融機関の県内各店舗で受付-（R5.4現在）	
銀行	三菱UFJ、みずほ、三井住友、りそな、横浜、第四北越、八十二、北陸、北國、静岡、清水、大垣共立、十六、三十三、百五、滋賀、京都、関西みらい、山口、百十四、伊予、愛知、名古屋、中京
信用金庫	愛知、豊橋、岡崎、いちい、瀬戸、半田、知多、豊川、豊田、碧海、西尾、蒲郡、尾西、中日、東春、岐阜、大垣西濃、東濃、桑名三重
信用組合	豊橋商工、愛知県中央、愛知商銀、名古屋成果物、イオ
その他	商工組合中央金庫、JA愛知信連、JAあいち知多

⑤高度化融資制度

特定事業者の組合等が、承認を受けた経営革新計画に従い実施する以下の高度化事業等に対し、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構の診断・助言を受けた上で、長期・低利で融資が受けられます。（一定の要件を満たす組合等については無利子）

対象者：経営革新計画の承認を受けて高度化事業に取り組む組合事業

高度化事業の内容

集団化事業	生産や物流に適した工場団地などをつくり、みんなで移転します。
施設集約化事業	工場などが1つに集まって整備の整った施設をつくり、みんなで入居します。
共同施設事業	物流センターや最新設備の研究施設など、共同で使う施設をつくります。
集積区域整備事業	商店街もしくは工場などが集積している区域で、建物の建て替えなど区域全体を整備します。

貸付利率	年利0.40%（一定の要件を満たす場合には無利子）
貸付対象	土地/建物/構築物/設備
償還期限	20年以内であって都道府県が適当と認める期間（設備リース事業は、当該設備の耐用年数以内）
据置期間	3年以内
貸付割合	貸付対象施設の取得に要する額の80%以内（一定の要件を満たす場合には90%以内）

<制度についての問い合わせ先>

（独）中小企業基盤整備機構
高度化事業部 高度化事業推進課

03-5470-1528（直通）

愛知県 経済産業部 中小企業金融課
設備導入・経営革新グループ

052-954-6334（直通）

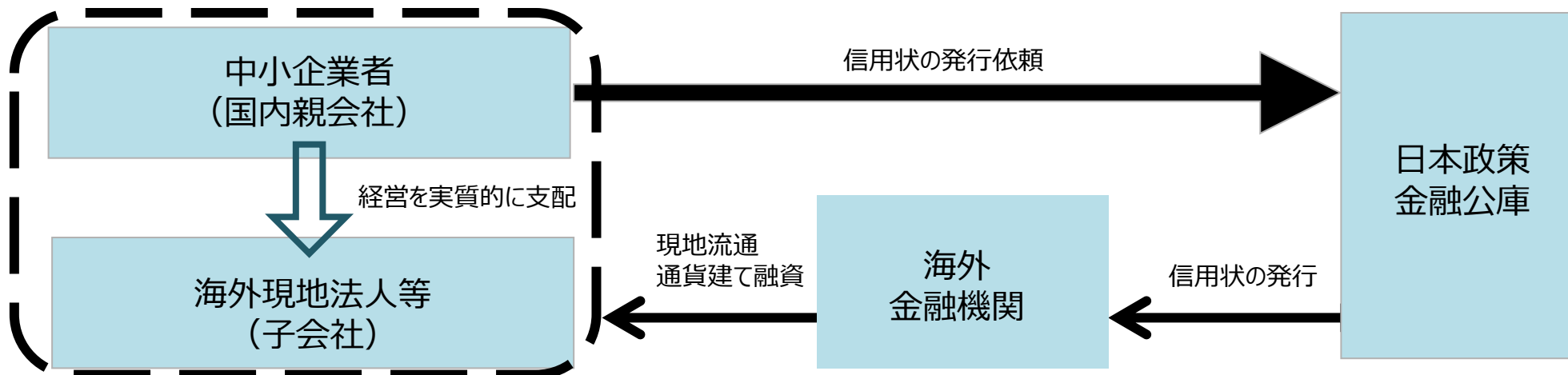
⑥株式会社日本政策金融公庫法の特例（スタンド・バイ・クレジット制度・SBLC）

中小企業者の海外現地法人等が、公庫と提携する海外金融機関から現地流通通貨等で長期資金の借入れを行った際、その債務を保証するために公庫がスタンド・バイ・クレジット（信用状）を発行することで、円滑な資金調達を支援します。

対象者：経営革新計画の承認を受けた中小企業者等

利用条件

補償限度額	一法人あたり4億5千万円
補償料率	信用リスク・信用状有効期間等に応じて所定の料率が適用
資金使途	承認または認定を受けた計画事業を行うための設備資金及び長期運転資金
補償対象借入の融資期限	1年以上5年以内



<制度についての問い合わせ先>

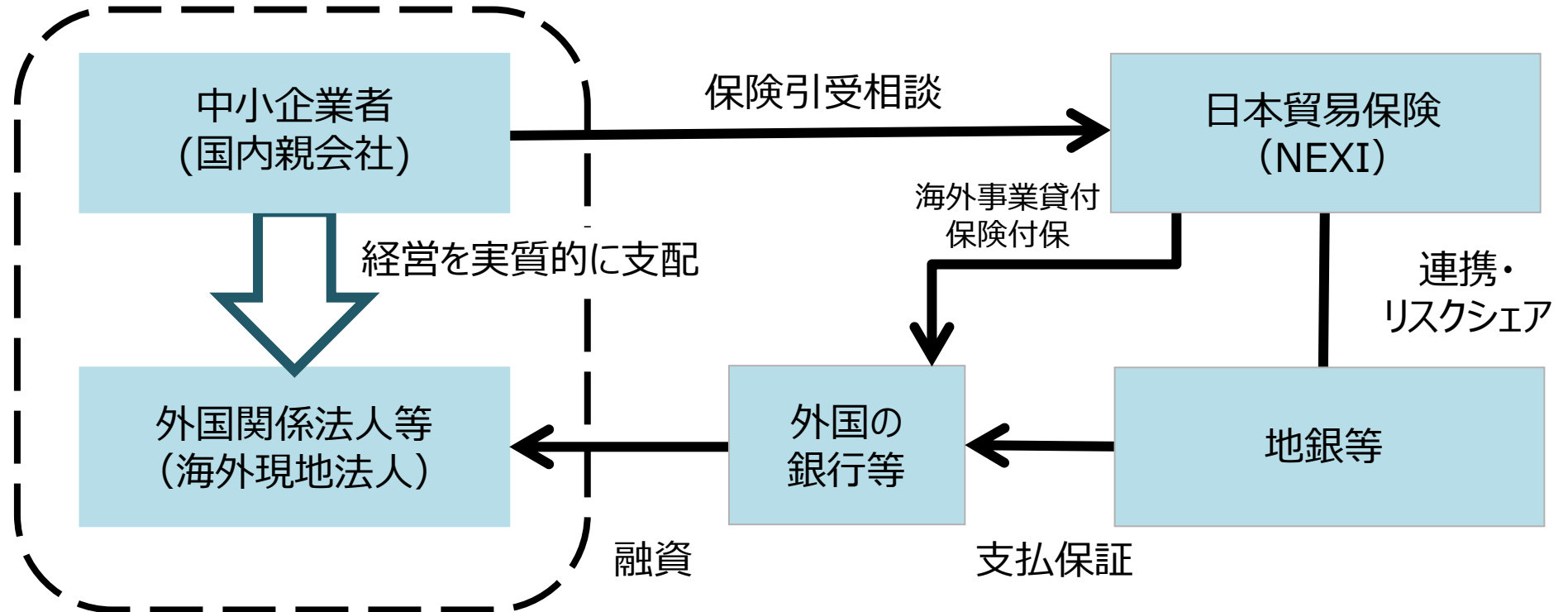
(株) 日本政策金融公庫 中小企業事業

名古屋支店、熱田支店、岡崎支店

⑦貿易保険法の特例

中小企業者等（中小企業者とその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営革新を行う場合にあっては、当該外交関係法人を含む）が経営革新計画に従って外国の銀行等から受ける融資に、地銀等の保証に加え、独立行政法人日本貿易保険（NEXI）が海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険を付保します。

対象者：経営革新計画の承認を受けた中小企業者等



<制度についての問い合わせ先>

(独) 日本貿易保険

06-6233-4018 (直通)

⑧ 中小企業投資育成制度の特例

中小企業投資育成株式会社の事業の対象となるのは、通常、資本金の額が3億円以下の企業に限られますが、承認経営革新計画に従って経営革新のために資金の調達を図る場合、資本金の額が3億円を超える場合であっても、中小企業投資育成株式会社の事業の対象とします。

経営革新計画の承認を受けた中小企業者のうち、資本金が3億円超の株式会社を対象。（経営革新計画の承認を受けた中小企業者が、経営革新事業を行うために設立する資本金が3億円を超える株式会社も対象）

投資事業

①株式会社の設立に際し発行される株式の引受け	②増資に際して発行される株式の引受け
③新株予約権の引受け	④新株予約権付社債等の引受け

育成事業（コンサルテーション事業）

中小企業投資育成株式会社は、その株式、新株予約権又は新株予約権付社債を引き受けている投資先企業からの依頼により、経営管理又は技術の状況に応じた個別経営相談等を行っています

投資育成株式会社から投資を受けた会社は、追加投資事業及びコンサルテーション事業（経営革新事業以外についても対象）等の対象となります。

<制度についての問い合わせ先>

名古屋中小企業投資育成(株)

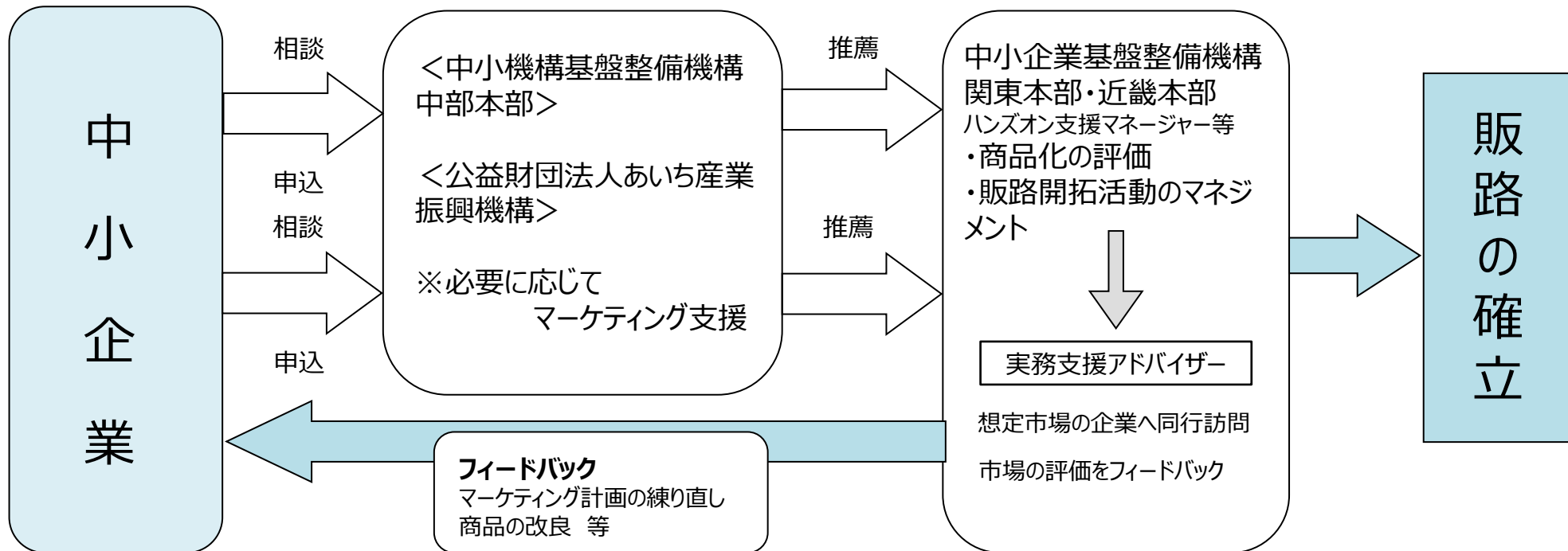
052-581-9541（代表）

⑨販路開拓コーディネーター事業

大規模なマーケットである首都圏・近畿圏の市場をターゲットとした、経営革新計画承認企業等の販路開拓を促進する事業です。

経営革新計画の承認を受けた中小企業者のうち、資本金が3億円超の株式会社が対象。（経営革新計画の承認を受けた中小企業者が、経営革新事業を行うために設立する資本金が3億円を超える株式会社も対象）

中小企業基盤整備機構の関東本部（東京）・近畿本部(大阪)に、商社・メーカー等の企業OBを販路開拓コーディネーターとして配置し、そのネットワークを活用して、経営革新計画承認企業等が開発した新商品等の想定市場に同行訪問を行い、市場の受容性を把握、市場投入までの道筋を立てるための支援を行います。



<制度についての問い合わせ先>

(独) 中小企業基盤整備機構 中部本部 企業支援課

052-220-0516

Q&A【よくある質問】

Q 1 新たな取り組みとはどのようなものですか。

「新たな取り組み」とは、個々の特定事業者にとって新たなものであれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても原則として支援します。ただし、業種毎の同業の事業者における当該技術の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式の導入については対象外とします。

工場の拡張や施設の更新、営業店舗の増設、卸売りや小売りで取扱い品目・販売品目を増やす場合など単なる拡張、更新ということでは、承認対象とはなりません。新たな生産又はサービスの方式に取り組む計画であれば、承認対象となる場合があります。

Q 2 F C（フランチャイズ）など既存のシステムを利用した新事業展開でも承認対象となりますか。

経営革新計画は、あくまで個々の事業者が、独自のアイデアで成長することが目的ですので、F C（フランチャイズ）のように既存のシステムやマニュアルに従っただけのものや、法律等に基づく諸制度をそのまま利用するような新事業展開では相当程度の革新性が認められないため、承認対象とはなりません。

ただし、その事業において、運営手法や技術にその企業の独自の特殊なものがあるなど革新性が認められる場合は、承認対象となる場合もあります。

Q 3 申請の受付はいつからいつまで可能ですか。

申請は経営革新計画電子申請システムより随時可能です。ご不明な点は相談窓口（P.6）へご相談ください。

Q 4 法人ではなく、個人事業主でも申請の対象となりますか。

個人事業主でも、申請要件（P.4）を満たしていれば、申請可能です。なお、申請書類のうち、貸借対照表、損益計算書がない場合は、確定申告書の写しをご提出ください。

Q&A【よくある質問】

Q 5 創業間もない企業は、申請の対象となりますか。

中小企業等経営強化法における経営革新は既存事業から新たな取り組みを行い、経営の向上を図る事業者を支援するものであるため、創業間もない企業やこれから創業する者については想定していません。

しかし、申請までに1回以上決算期を経ており、1年程度の営業実績がある場合は、この期間の概要を書面で説明することで、申請可能です。

Q 6 休眠企業は、休眠前の事業実績が1年以上あれば、休眠あけの事業実績がなくても申請の対象となりますか。

休眠あけの事業実績が1年以上必要となります。

Q 7 決算月がまもなく到来するような場合は、直近決算月はほぼ1年前の数値となりますが構いませんか。

「直近決算期」とは税務申告を行った直近の決算期を指しますので、1年前となる場合もあります。

Q 8 決算を迎えて直ぐの時期に申請する場合は、直近期末の決算が出ていませんが、どうすればよいですか。

税務申告を行った直近の決算期を「直近決算期」として申請してください。

支援策の利用のためなど、やむを得ない事情がある場合は相談窓口(P.7)へご相談ください。

Q 9 士業法人は申請の対象となりますか。

税理士法人等の士業法人は、個別法の法律に基づく法人であり、当該法律において、帳簿その他の書類、内部関係、外部関係といった基本的な枠組みについて、商法の合名会社の規定を準用しているため会社とみなされています。このため、中小企業等経営強化法第2条に規定する特定事業者に該当する場合は申請の対象になります。

(士業法人は、士業を規定する法律に基づく法人。上記の他、特許業務法人、司法書士法人、土地家屋調査士法人等があります。)

Q&A【よくある質問】

Q 1 0 農事組合法人は、申請の対象となりますか。

農事組合法人は農業協同組合法に基づいた法人であるため、申請の対象となりません。

Q 1 1 医療法人、学校法人等は申請の対象となりますか。

医療法人及び学校法人は、それぞれ個別の法律に基づく法人ですが、商法の会社の規定を準用していないことから会社とは言えず、中小企業等経営強化法第2条に規定する特定事業者には該当しません。そのため申請の対象にはなりません。ただし、個人開業医は、中小企業基本法における中小企業者の定義と同様に、申請の対象（特定事業者）となります。

また、社会福祉法人などの個別の法律に基づく法人は、当該法律において商法の会社の規定を準用している場合は、土業法人と同様会社となり、中小企業等経営強化法第2条の特定事業者に該当する場合は、申請の対象となります。

Q 1 2 風営適正化法による許可・届出の対象となる営業を行っていますが申請の対象となりますか。

風営適正化法による許可・届出の対象となる営業を行っていることだけをもって対象外とはなりません。中小企業等経営強化法第2条の特定事業者に該当していれば申請の対象となりますので、経営革新計画の内容をもって承認可否を判断します。

Q 1 3 大企業の子会社も申請の対象となりますか。

大企業の子会社（株式又は出資額の過半を大企業に有されているもの）であっても、中小企業等経営強化法第2条の特定事業者に該当すれば申請の対象になります。ただし、承認されても支援策の対象外となる場合もあります。

Q&A【よくある質問】

Q 1 4 承認を受ければ、金融機関から融資を受けることができますか。

計画の承認は、支援措置の実行を保証するものではありません。計画の承認後、利用を希望する支援策の実施機関の審査が必要になります。

計画申請と並行して、金融機関等関係機関と密接な連絡をとってください。

Q 1 5 経営革新計画の承認により、申請書に記載した「商品」や「サービス」自体が承認されたことになりますか。

申請された事業計画を承認するものであり、申請書に記載されている「商品」や「サービス」自体を承認するものではありません。また、他企業及び一般個人に対して、当該「商品」や「サービス」に関する商取引を県が推薦するものでもありません。

Q 1 6 本社の所在地は愛知県であるが、経営革新事業の中心は支店（工場）の他県で行う場合、どこに申請することになるのですか。

申請は本社所在地の愛知県へ申請してください。

Q 1 7 現在の本社所在地（実際の営業活動拠点）と登記上の本社（自宅等）が異なる場合の申請先はどこになりますか。

登記されている本社所在地へ申請してください。

Q 1 8 承認企業が本社を移転した場合、手続きはどのようになりますか。

承認経営革新事業の内容に変更がなく、単に本社を移転しただけであって、承認経営革新事業に変更を生じない場合は、軽微な変更であるため、承認経営革新事業の変更申請は必要ありませんが、移転した旨、担当窓口にご連絡してください。

Q&A【よくある質問】

Q19 計画を終了した企業は、再度申請することができますか。また計画期間中に、別の事業で申請することはできますか。

承認された既存計画と別の事業内容であれば、計画期間中又は計画が終了していても再度申請することができます。しかし、計画遂行時に派生した事業については、変更申請で対応してください。

なお、支援について、信用保証の別枠が更に2倍、低利融資の上限が更に2倍となることはありません。

Q20 計画終了時に目標を達成できなかった場合、何かのペナルティがあるのですか。

経営の向上に関する数値目標が達成されていないことを理由に承認の取消し等のペナルティはありません。

ただし、経営革新計画の実施状況について、虚偽の報告をした場合又は報告を怠った場合は、30万円以下の罰金を課される場合があります。(中小企業等経営強化法76条)

承認後、定期的に計画の進捗状況等に係る調査を行いますので、その際には必ずご協力いただきますようお願いいたします。

Q21 決算月を変更した場合に、別表3はどのように記載したらよいですか？

1年に満たない決算期は、年換算した数値を記入してください。

例えば、1年前の決算期が3ヶ月しかない場合、決算数値を4倍した値を1年前に記入してください。

同様に、2年前の決算期が5ヶ月しかない場合、決算数値を12/5倍した数値を2年前に記入してください。

Q22 補助金の応募締切に間に合わせたいです！

「申請書の提出」から「結果の通知」まで1ヶ月程度要します。経営革新計画の承認を受けたうえで補助金の応募を考えている方は余裕をもって申請してください。

多くの申請が見込まれる場合には、申請期限を設ける場合があります。その際は愛知県のホームページにて周知しますのでご確認ください。

6. 支援機関一覧

愛知県内の商工会、商工会議所等では経営革新計画の策定支援を無料で行っております。お気軽にお問い合わせください。

- ① 商工会議所 39
- ② 商工会 41
- ③ その他支援機関 45

支援機関一覧【商工会議所 1/2】

会議所名	所在地	郵便番号	電話番号
名古屋商工会議所	名古屋市中区栄2-10-19	460-8422	(052)223-5756
豊橋商工会議所	豊橋市花田町字石塚42-1	440-8508	(0532)53-7211
岡崎商工会議所	岡崎市竜美南1-2	444-8611	(0564)53-6161
一宮商工会議所	一宮市栄4-6-8	491-0858	(0586)72-4611
瀬戸商工会議所	瀬戸市見付町38-2	489-8511	(0561)82-3123
半田商工会議所	半田市銀座本町1-1-1	475-0874	(0569)21-0311
春日井商工会議所	春日井市烏居松町5-45	486-8511	(0568)81-4141
豊川商工会議所	豊川市豊川町辺通4-4	442-8540	(0533)86-4101
津島商工会議所	津島市立込町4-144	496-8558	(0567)28-2800
碧南商工会議所	碧南市源氏神明町90	447-8501	(0566)41-1100
刈谷商工会議所	刈谷市新栄町3-26	448-8503	(0566)21-0370

支援機関一覧【商工会議所2/2】

会議所名	所在地	郵便番号	電話番号
豊田商工会議所	豊田市小坂本町1-25	471-8506	(0565)32-4567
(上郷支所)	豊田市上郷町5-3-1	470-1218	(0565)21-0019
(高岡支所)	豊田市若林西町西山18	473-0917	(0565)52-3047
(猿投支所)	豊田市四郷町東畑70-1	470-0373	(0565)45-1212
(松平支所)	豊田市九久平町築場38-5	444-2216	(0565)58-0025
安城商工会議所	安城市桜町16-1	446-8512	(0566)76-5175
西尾商工会議所	西尾市寄住町若宮37	445-8505	(0563)56-5151
蒲郡商工会議所	蒲郡市港町18-23	443-8505	(0533)68-7171
犬山商工会議所	犬山市天神町1-8	484-8510	(0568)62-5233
常滑商工会議所	常滑市新開町5-58	479-8668	(0569)34-3200
江南商工会議所	江南市古知野町小金112	483-8205	(0587)55-6245
小牧商工会議所	小牧市小牧5-253	485-8552	(0568)72-1111
稲沢商工会議所	稲沢市朝府町15-20	492-8525	(0587)81-5000
東海商工会議所	東海市中央町4-2	476-0013	(0562)33-2811
大府商工会議所	大府市中央町5-70	474-8503	(0562)47-5000

支援機関一覧【商工会1/5】

会議所名	所在地	郵便番号	電話番号
守山商工会	名古屋市守山区守山2-8-54	463-0067	(052)791-2500
鳴海商工会	名古屋市緑区鳴海町字乙子山1-3	458-0801	(052)896-3331
有松商工会	名古屋市緑区有松3012	458-0924	(052)621-0178
尾西商工会	一宮市小信中島字川南36	494-0007	(0586)62-9111
尾張旭市商工会	尾張旭市東大道町原田2570-3	488-0801	(0561)53-7111
岩倉市商工会	岩倉市中本町西出口31-1	482-0042	(0587)66-3400
豊明市商工会	豊明市三崎町中ノ坪5-1	470-1125	(0562)93-6666
東郷町商工会	愛知郡東郷町大字春木字申下 1337-1	470-0162	(0561)38-0821
日進市商工会	日進市蟹甲町中島35	470-0122	(0561)73-8000
長久手市商工会	長久手市岩作長池45	480-1103	(0561)62-7111
豊山町商工会	西春日井郡豊山町大字豊場 字城屋敷126-1	480-0202	(0568)28-3800
北名古屋市商工会	北名古屋市九之坪竹田180-1	481-0041	(0568)25-0001
清須市商工会	清須市清洲1-6-1	452-0942	(052)400-3008
大口町商工会	丹羽郡大口町丸2-8	480-0145	(0587)95-2557

支援機関一覧【商工会2/5】

会議所名	所在地	郵便番号	電話番号
扶桑町商工会	丹羽郡扶桑町大字高雄字天道335	480-0102	(0587)93-5111
祖父江町商工会	稲沢市祖父江町山崎下枇486-1	495-0002	(0587)97-5800
平和町商工会	稲沢市平和町横池中之町141	490-1313	(0567)46-0031
木曾川商工会	一宮市木曾川町黒田字宝光寺東20	493-0001	(0586)87-3618
あま市商工会	あま市甚目寺東大門8	490-1111	(052)442-8831
大治町商工会	海部郡大治町大字堀之内 字南二反畑598	490-1137	(052)442-4511
蟹江町商工会	海部郡蟹江町城1-214	497-0040	(0567)95-1809
飛島村商工会	海部郡飛島村大字松之郷1-41-1	490-1434	(0567)52-1002
弥富市商工会	弥富市鯛浦町南前新田111	498-0027	(0567)65-3100
愛西市商工会	愛西市諏訪町郷東73-1	496-8011	(0567)24-6122
(南支所)	愛西市森川町井桁西27	496-0943	(0567)22-5611
知多市商工会	知多市新知字下森11-1	478-0017	(0562)55-0700
阿久比町商工会	知多郡阿久比町大字卯坂字古見堂 48	470-2212	(0569)48-7085
東浦町商工会	知多郡東浦町大字石浜字岐路28-2	470-2103	(0562)83-6123

支援機関一覧【商工会3/5】

会議所名	所在地	郵便番号	電話番号
内海商工会	知多郡南知多町大字内海字先苅 31-2	470-3321	(0569)62-0403
豊浜商工会	知多郡南知多町大字豊浜字会下坪 27-2	470-3412	(0569)65-0004
師崎商工会	知多郡南知多町大字片名字新師崎 8-3	470-3502	(0569)63-0349
美浜町商工会	知多郡美浜町大字北方字山鼻48-1	470-2403	(0569)82-3951
武豊町商工会	知多郡武豊町字忠白田11-1	470-2512	(0569)73-1100
岡崎市六ツ美商工 会	岡崎市下青野町字天神61	444-0244	(0564)43-2502
知立市商工会	知立市鳥居1-15-1	472-0055	(0566)81-0904
高浜市商工会	高浜市沢渡町4-6-2	444-1333	(0566)53-1827
一色町商工会	西尾市一色町前野新田34	444-0407	(0563)72-8276
西尾みなみ商工会	西尾市吉良町吉田大切間17-11	444-0516	(0563)32-1141
(幡豆支所)	西尾市寺部町林添89-1	444-0702	(0563)62-3105
幸田町商工会	額田郡幸田町大字大草字長根尻 100	444-0103	(0564)62-0120
岡崎市ぬかた商工会	岡崎市檜山町字山ノ神10-5	444-3622	(0564)82-3077

支援機関一覧【商工会4/5】

会議所名	所在地	郵便番号	電話番号
みよし商工会	みよし市三好町大慈山2-11	470-0224	(0561)34-1234
藤岡商工会	豊田市藤岡飯野町田中245	470-0451	(0565)76-2612
小原商工会	豊田市小原町上平441-1	470-0531	(0565)65-2540
足助商工会	豊田市足助町西町48	444-2424	(0565)62-0480
下山商工会	豊田市大沼町越田和37-1	444-3242	(0565)90-2602
旭商工会	豊田市小渡町七升蒔13-13	444-2846	(0565)68-2620
稲武商工会	豊田市稲武町竹ノ下1-1	441-2513	(0565)82-2640
新城市商工会	新城市字中野15-10	441-1326	(0536)22-1778
(作手支所)	新城市作手高里字縄手下24	441-1423	(0536)37-2057
設楽町商工会	北設楽郡設楽町田口字上原2-6	441-2301	(0536)62-0004
東栄町商工会	北設楽郡東栄町大字本郷字東万場 5-5	449-0214	(0536)76-0530
津具商工会	北設楽郡設楽町津具字下川原6-1	441-2601	(0536)83-2114
豊根村商工会	北設楽郡豊根村下黒川字蕨平2	449-0403	(0536)85-1033
音羽商工会	豊川市赤坂町松本250	441-0202	(0533)88-2881

支援機関一覧【商工会5/5】

会議所名	所在地	郵便番号	電話番号
一宮商工会	豊川市一宮町旭 2	441-1231	(0533)93-2088
小坂井商工会	豊川市宿町字光道寺59	441-0101	(0533)78-3333
御津町商工会	豊川市御津町西方松本23- 8	441-0312	(0533)76-3737
田原市商工会	田原市田原町倉田10- 2	441-3421	(0531)22-6666
(赤羽根支所)	田原市赤羽根町赤土 1	441-3502	(0531)45-2000
渥美商工会	田原市古田町宮ノ前32-6	441-3613	(0531)33-0441

支援機関一覧【その他支援機関】

機関名	所在地	郵便番号	電話番号
(公財)あいち産業振興機構 経営支援アドバイスグループ	名古屋市中村区名駅四丁目4-38 愛知県産業労働センター14階 (ウインクあいち)	450-0002	052-715-3070
愛知県中小企業団体中央会 労働企画部	名古屋市中村区名駅四丁目4-38 愛知県産業労働センター16階 (ウインクあいち)	450-0002	052-485-6811

経営革新計画の最新情報は

愛知県中小企業金融課『経営革新』ホームページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/0000042990.html>

ご確認ください。

「経営革新計画」のお問い合わせは . . .

愛知県経済産業局中小企業部 中小企業金融課
設備導入・経営革新グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

電話 052-954-6334 (ダイヤルイン)

FAX 052-954-6924

e-mail kinyu@pref.aichi.lg.jp